

○財務省告示第四十一号

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）第三十六条第十項の規定に基づき、タール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻等たばこを定める件（平成十五年十一月財務省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正し、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から適用する。

令和元年六月十四日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>五 「一〇四略」 加熱式たばこ 六 「略」 七 「略」</p>	改正後
	<p>五 「一〇四同上」 「号を加える。」 六 「同上」 七 「同上」</p>	改正前